

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（2件）【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 令和元年12月北九州市恒見財産区議会臨時会の招集【財政局財務部財産活用推進課】 4

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【教育委員会事務局学校支援部学事課】 5

北九州市告示第 268 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和元年 12 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
北九州市戸畑区大字中原 46 番 93 の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
ベンゼン、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにシアン化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 4 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 58 条第 5 項第 10 号から第 13 号までの該当性  
土壤汚染対策法施行規則第 58 条第 5 項第 12 号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第 269 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 15 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和元年 12 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字藤田 2303 番 1、2307 番 4、2307 番 10、2419 番 1 及び 2444 番 3 並びに黒崎城石 2312 番 3 の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

北九州市告示第 270 号

令和元年 12 月北九州市恒見財産区議会臨時会を次のとおり招集する。

令和元年 12 月 5 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 期日 令和元年 12 月 9 日
- 2 場所 恒見集会所会議室（北九州市門司区恒見町 2 1 番 1 号）
- 3 付議事件
  - (1) 北九州市恒見財産区議会議長の選挙について
  - (2) 北九州市恒見財産区議会副議長の選挙について

北九州市公告第517号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和元年12月5日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
令和元年度教育用タブレット端末等借入及び保守 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市教育委員会事務局学校支援部学事課  
北九州市小倉北区大手町1番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和元年10月16日
- 4 落札者の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店  
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額  
2億7,073万8,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和元年8月23日
- 8 落札方式  
最低価格による。